
第II期

鎌倉市特別支援教育推進計画

令和4年度（2022年度）～令和6年度（2024年度）

令和4年（2022年）3月

鎌倉市教育委員会

目次

第1章 計画策定にあたって

- 1 鎌倉市特別支援教育推進計画策定の趣旨と
第Ⅱ期鎌倉市特別支援教育推進計画策定までの経緯 3
- 2 計画の位置付け（他の計画との関連図） 4
- 3 計画の期間と基本的な考え方 5
- 4 計画の基本目標 6

第2章 第Ⅰ期計画を振り返って

- 1 第Ⅰ期計画実施内容と今後の方針一覧 9
- 2 第Ⅰ期計画の成果と課題
 - 基本目標1 特別支援教育の構築 11
 - 基本目標2 人材の育成 17
 - 基本目標3 共生社会を目指した連携体制の構築 19

第3章 具体的な計画と推進

- 1 第Ⅱ期鎌倉市特別支援教育推進計画体系図 24
- 2 施策と具体的な取組
 - 基本目標1 特別支援教育の構築 25
 - 基本目標2 人材の育成 29
 - 基本目標3 共生社会を目指した連携体制の構築 31

第4章 用語解説・関係資料等

- 1 関係資料 35
- 2 用語解説 38
- 3 関係する計画・プラン・大綱など 41
- 4 条約等の抜粋 42
- 5 鎌倉市特別支援教育推進計画策定委員会設置要綱 44
- 6 鎌倉市特別支援教育推進計画策定会議スケジュール 45

第 1 章

計画策定にあたって

1 鎌倉市特別支援教育推進計画策定の趣旨と

第Ⅱ期鎌倉市特別支援教育推進計画策定までの経緯

(1) 鎌倉市の特別支援教育

鎌倉市の特別支援教育は、共生社会の実現を目指し、障害のあるなしにかかわらず、すべての児童生徒の自立や社会参加に向けて、主体的で連続性のある学びを支援する視点に立ち、子どもたち一人ひとりの教育的ニーズを把握して、個に応じた適切な指導や支援を行うものです。

(2) 第Ⅱ期鎌倉市特別支援教育推進計画策定までの経緯

鎌倉市では、昭和 29 年(1954 年)に小・中学校に特別支援学級(当時の特殊学級)を、昭和 45 年(1970 年)に通級指導教室を設置して以降、「鎌倉市教育大綱」、「かまくら教育プラン」、「鎌倉市の特別支援教育に関する考え方」等に基づき、特別支援教育の充実に取り組んできました。

近年になり、支援の必要な児童生徒の教育的ニーズの多様化や地域連携の構築、切れ目ない支援といった新たな課題が出てきたことをふまえ、従来の特別支援教育のあり方を整理・検証し、鎌倉市における特別支援教育を充実させ、安定的で持続可能な体制の構築を目指すため、平成 31 年(2019 年)に「鎌倉市特別支援教育推進計画」を策定し、これを計画の第Ⅰ期として小・中学校における特別支援教育体制整備のための様々な取組を行ってきたところです。

この度、第Ⅰ期鎌倉市特別支援教育推進計画(平成 31 年(2019 年)4月～令和 4 年(2022 年)3月)(以下、第Ⅰ期計画という。)の取組の検証を行い、平成 31 年(2019 年)4月に施行された「鎌倉市共生社会の実現を目指す条例」をふまえ、第Ⅱ期鎌倉市特別支援教育推進計画(以下、第Ⅱ期計画という)を策定します。

鎌倉市共生社会の実現を目指す条例(平成 31 年(2019 年)3月 25 日条例第 32 号)より抜粋

「すべて国民は、個人として尊重される。」からはじまる日本国憲法第 13 条は、個人の尊厳及び幸福追求権について規定しています。私たちの年齢、性別、性的指向や性自認、障害及び病気の有無、家族のかたち、職業、経済状況、国籍、文化的背景などは、それぞれ異なります。多様な人々が尊重され、どのような立場になろうとも、自分らしくいられる社会が、私たちの目指す共生社会です。

近くにいる人の生きにくさに思いをめぐらせてみましょう。

自分らしく生活したくとも、多くの人にとっての「ふつう」や「当たり前」を前提とした社会に、生きにくさや居心地の悪さを感じる人がいます。「ふつう」や「当たり前」の意味は人によって違うからです。互いの違いを思いやり、配慮することで、人はみな、共に生きられます。目に見える事物はもとより、目に見えない、あるいは言葉にできない生きにくさに気づくことが、共生社会への一歩となります。

私たちは、多様性を認め、互いを思い、自分らしく安心して暮らせる社会を、鎌倉市において実現するために、この条例を制定します。

第6条 市、市民及び事業者が、基本理念にのっとり、共生社会の実現を目指すに当たり、市は、次に掲げる施策(以下「基本的施策」という。)を講ずるものとする。

(1) 共生社会について学び、実践できるような共生の意識の形成を図るための次に掲げる施策

ア 学校教育、社会教育その他の教育等の場において、市民及び事業者が共生社会について学び、実践できるよう意識の形成を行うこと。

(4) 共生の地域づくりを活性化させるための次に掲げる施策

ウ 保健、医療、福祉、教育、就労その他の制度の枠を超え、又は、各制度間の連携を図りながら、市民に対して包括的かつ総合的な支援を行うこと。

エ 支援に関わる者に対する教育、人材育成等の各種支援を通じ、支援の質を向上すること。

2 市は、基本的施策を通じて、合理的配慮が行われるよう取組むものとする。

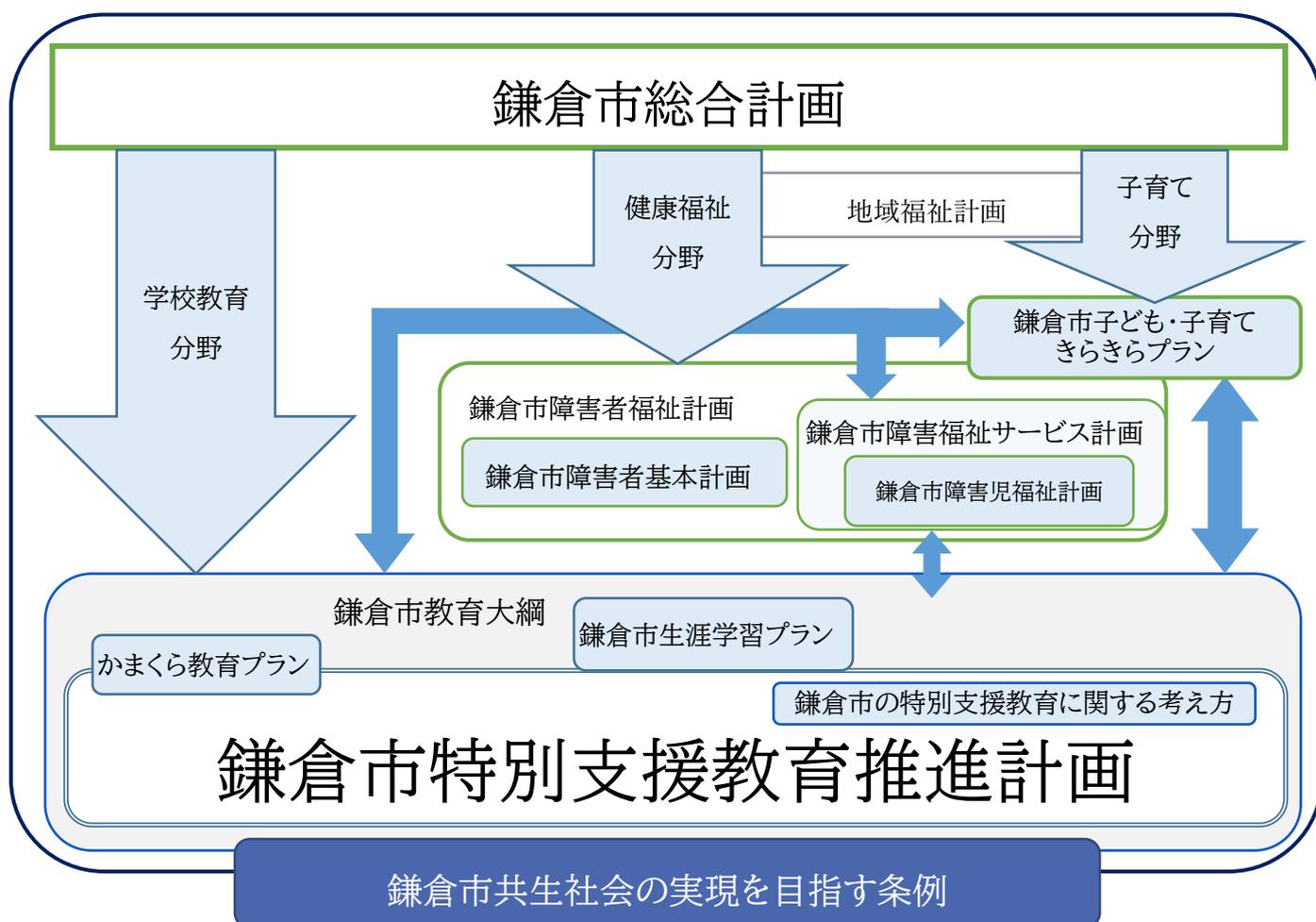
(3) 鎌倉市特別支援教育推進計画策定の目的

鎌倉市特別支援教育推進計画は、次の3つを目的として策定します。

- ① 「鎌倉市の特別支援教育」の考え方について、市民全体の理解の促進を図る。
- ② 市立小・中学校において、児童生徒が自己の能力を十分発揮できるような合理的配慮の提供、基礎的環境整備の充実と、関係機関との連携による切れ目ない支援が行える体制を確立する。
- ③ 児童生徒への理解を促進し、授業における指導内容・方法の充実を図る。

2 計画の位置付け（他の計画との相関図）

鎌倉市特別支援教育推進計画は、図のように位置付けられる。



鎌倉市特別支援教育推進計画は、「鎌倉市共生社会の実現を目指す条例」と理念を同じくし、共生社会の実現を目指した支援教育の充実を図るものです。「鎌倉市教育大綱」、「かまくら教育プラン」、「鎌倉市生涯学習プラン」、「鎌倉市の子供支援教育に関する考え方」といった学校教育分野の各計画に基づき、「鎌倉市総合計画」とその健康福祉分野の個別計画である「鎌倉市障害者基本計画」、「鎌倉市障害福祉サービス計画」、子育て分野の「鎌倉市子ども・子育てきらきらプラン」等、他の計画との調和を図り、鎌倉市の特別支援教育に関する施策と目標、具体的な取組を明示します。

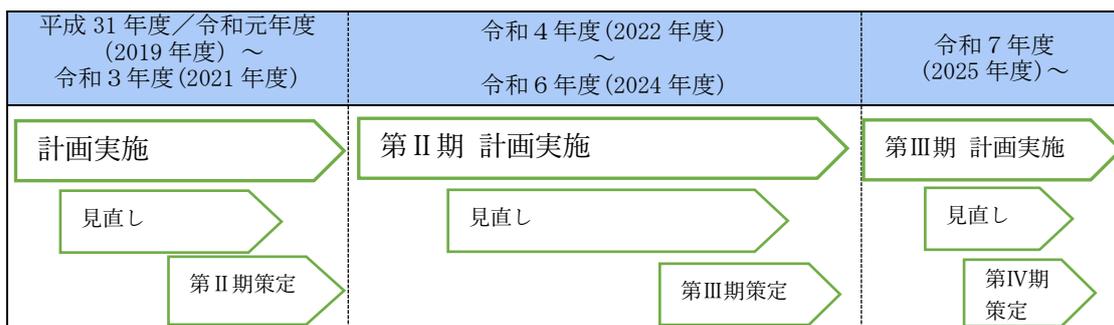
3 計画の期間と基本的な考え方

計画を進めるにあたり、計画の期間と基本的な考え方を次のように定めます。

(1) 計画の期間

計画の期間は3年間とします。第Ⅱ期計画は、令和4年度(2022年度)から令和6年度(2024年度)とし、毎年取組を振り返り、課題を洗い出しながら取組を進めていきます。

【鎌倉市特別支援教育推進計画策定・実施計画】



(2) 計画の基本的な考え方

鎌倉市特別支援教育推進計画は、次の点を考慮した計画となるよう策定します。

- ① 鎌倉市が行うこと、学校が行うこと、地域や市民と協働することを明確に示します。
市(学校設置者)は、法律に基づき、支援の必要な児童生徒への教育の機会を保障し、一人ひとりのニーズに即した教育の場を整備しなければなりません。
鎌倉市特別支援教育推進計画は鎌倉市として、学校として、特別支援教育を充実させるためのインクルーシブな環境整備に向けて何をすべきかを明確に位置付けます。
- ② 社会状況の変化や法改正等に対応できる柔軟性をもった計画にします。
特別支援教育は、対象となる児童生徒数の変化や、社会や保護者のニーズだけでなく、福祉や医療も含めた制度や社会的な状況の変化を受けることが多くあります。そのため計画には、状況や時代の変化に伴うニーズの変化等に注意しながら、適宜必要な見直しが図られるよう柔軟性をもたせます。
- ③ 鎌倉市における他の計画等との整合性を図ります。
「鎌倉教育大綱」、「かまくら教育プラン」や、健康福祉分野の個別計画である「鎌倉市障害者福祉計画」等、関連する計画との整合性を図ります。

4 計画の基本目標

鎌倉市特別支援教育推進計画は、次の3点を基本目標とし、それぞれの施策目標と目標達成のための具体的な取組を示します。

(1) 特別支援教育の構築

障害のあるなしにかかわらず、すべての子どもたちの自立と社会参加に向けた「生きる力」の育成を目指し、インクルーシブ教育を推進します。併せて、子どもたちが互いの多様性を理解し、尊重できるような「地域で共に学び、共に育つ」教育環境づくりを進めます。

(2) 人材の育成

教育上の支援や配慮を必要とする児童生徒の自立や社会参加に向けた教育を充実させるために、すべての教員の指導力の向上を目指します。また、専門的知識を持った地域の人材の育成を充実させ、地域の特別支援への理解と支援の促進を目指します。

(3) 共生社会の実現を目指した連携体制の構築

乳幼児期から学校卒業後を見据えた切れ目のない支援が行えるよう、小・中学校や教育委員会と、幼稚園、認定こども園、保育園、特別支援学校や、福祉、医療等の支援関係機関との連携を深めるとともに、共生社会の第一歩である地域での学びを大切に、地域全体で児童生徒を支えることができるよう連携体制を構築します。

第2章

第I期計画を振り返って

1 第Ⅰ期計画実施内容と今後の方針一覧

基本目標	施策目標	具体的な取組	実施内容	実施主体	今後の方針	
1 特別支援教育の構築	1 特別支援教育の推進	①教職員のインクルーシブ教育理念の理解促進	①インクルーシブ教育に関する研修、学校訪問での理念周知、幼児教育研究協議会における意見交換の実施	教育委員会	研修の継続実施	
		②児童生徒へのインクルーシブ教育	②小・中学校全校で、特別の教科道德の「相互理解、寛容」の内容項目、教科の学習や特別活動等で共生に関わる学習を実施 ②生徒向けインクルーシブ教育講演会、ポッチャ体験交流等児童生徒のインクルーシブ教育の実施	学校	交流場面を活用するなど、共生に関わる学習の継続実施	
		③インクルーシブな教育環境の整備	③校内環境ユニバーサルデザインガイドライン検討委員会の開催、ガイドラインの作成	教育委員会	ユニバーサルデザインガイドラインを活用した環境整備	
	2 多様な教育的ニーズへの対応	①学校内での組織的な支援体制の構築	①②インクルーシブ教育校内支援体制整備事業指定校を1校(深沢小学校)設定し、校内支援体制の整備、実践内容報告、情報共有の実施	学校 教育委員会	教育相談コーディネーターを中心とした校内支援体制の構築と発展	
		②教育相談コーディネーターを中心とした校内体制の構築	②「鎌倉市の特別支援関係フローチャート・シート集」の作成、周知	教育委員会		
		③スクールアシスタント、学級介助員、学級支援員を活用した校内体制の工夫	③学級介助員の要綱改定と、各職の要綱確認を実施 ※学級支援員は令和元年度で制度廃止	学校	支援に関わる人材を活用した校内体制の充実	
		④学校と外部機関との連携による継続的な相談・支援体制	④就学相談に関する情報の共有、就学時検診生活状況アンケートの聞き取り方法の変更 ④市内幼稚園・認定こども園・保育園、療育関係事業所への就学相談案内の送付、周知 ④鎌倉市相談機関等連絡会の実施。 ④幼児教育研究会における協議・研究の実施	教育委員会 関係機関	学校と外部機関との積極的な連携による支援体制づくりを推進	
	3 特別支援学級・通級指導教室における指導の充実	①個に応じたカリキュラムの工夫	①支援シート、個別指導計画の作成と活用についての周知	①「鎌倉市の特別支援教育関係フローチャート・シート集」の作成、紹介	教育委員会	支援シート、個別指導計画の作成と活用の促進
			①小・中学校全校で、支援シートを作成、活用した引継ぎを実施		学校	
		②ICT機器の活用による学習支援	②特別支援学級におけるICT活用状況調査、情報共有の実施。ICTの活用による個別最適化の促進	学校	ICT機器の活用による学習の個別最適化の促進	
	4 新たな学びの場の充実	①特別支援学級全校設置計画の推進	①特別支援学級全校設置検討委員会の開催。令和4年度以降に開設する学校を決定 ①1年度に1校ずつ特別支援学級を新規開設	教育委員会	全校設置に向けた取組の推進	
		②新たな通級指導体制の検討	②中学校通級指導教室、高等学校通級指導教室の運営状況等に関する調査の実施 ②中学生対象の通級指導教室ニーズ調査の実施 ②中学校通級指導教室設置について検討	教育委員会	中学校通級指導教室設置についての検討の継続	

基本目標	施策目標	具体的な取組	実施内容	実施主体	今後の方針
2 人材の 育成	1 特別な支援 を必要とする 児童生徒 への理解と 指導力の向上	①教育相談コーディネーターの育成	①教育相談コーディネーター連絡会の実施	教育委員会	専門性を向上する連絡会、研修会の継続実施
		②特別な支援を必要とする児童生徒への理解と指導力を高める教職員研修	②発達障害や心理に関する専門的な研修、学校のニーズに応じた校内研修の実施	教育委員会 学校	全教職員の理解と指導力を高める研修の継続実施
		③特別支援学級教員の専門的な知識、技能の育成	③特別支援学級担任者対象、福祉制度、合理的配慮に関する専門的な研修の実施。(地域共生課、鎌倉市基幹相談センター) ③関係機関や大学の主催する専門的な研修の紹介 ③特別支援学級新担当教員研修講座、通級指導教室新担当教員研修講座の実施(県)	教育委員会	他機関との連携による専門的な研修の継続実施
		④スクールアシスタント、学級介助員、学級支援員の支援力の向上	④スクールアシスタント、学級介助員連絡会の実施	教育委員会	会計年度任用職員連絡会における実践的な研修の継続実施
3 共生社会 を目指した 連携体制 の構築	1 ライフステージの変化に伴う支援の連携(縦の連携)	①幼稚園・認定こども園、保育園と小学校・中学校の連続した支援体制	①幼児教育研究会において、園と小学校の円滑な接続について協議・研究を実施。支援シートについて紹介	教育委員会	支援シート等の活用による連携の促進
		②支援シート、個別の指導計画の活用による継続した支援・指導体制の構築	②「特別支援教育関係フローチャート・シート集」の作成、周知	教育委員会	発達支援コーディネーターと教育相談コーディネーターの連携
	2 教育委員会と関係機関とのネットワークの構築(横の連携)	①教育委員会と関係機関のネットワークの充実	①就学相談、就学前検診の生活状況アンケート結果の、教育相談員との情報共有 ①学校と福祉関係機関の相互の窓口を確認できる機会として連絡会を開催 ①市内幼稚園・認定こども園・保育園、児童発達支援を行う事業所に就学相談案内の送付、鎌倉市ホームページに特別支援教育に関する情報と、就学相談に関する情報を掲載して周知	教育委員会 関係機関	相談機関の専門職や福祉関係の専門職、その他関係機関と各学校の教育相談コーディネーターとの連携のための取組の継続実施
			②地域のインクルーシブ教育への理解の促進	②かまくらっ子発達支援サポーター養成講座の研修を修了した人材が、サポーターリストに登録し(26名)、小・中学校全校で活動 ②市民団体いろんなカタチ鎌倉、発達支援室、障害福祉課との協働事業として「いろんなカタチ新聞」を発行	教育委員会 関係機関

2 第 I 期計画の成果と課題

ここでは、第 I 期計画の期間における取組の成果と課題を、基本目標、施策目標ごとに具体的な取組をまとめて示します。成果と課題は、毎年学校の取組状況調査、教育相談コーディネーター連絡会での情報共有、特別支援学級担任へのアンケート調査を行い洗い出したものです。

基本目標1 特別支援教育の構築

インクルーシブ教育の理念に基づいて、学校におけるインクルーシブ環境の整備、校内支援体制の構築等を更に充実させ、学ぶ環境の整備を進める。

児童生徒が互いの多様性を理解し、尊重できるよう、インクルーシブ理念についての教育を行う。

施策目標1 特別支援教育の推進

施策目標1「特別支援教育の推進」では、教職員へのインクルーシブ教育理念の理解促進、児童生徒へのインクルーシブ教育、校内環境の整備を具体的な取組として行いました。教職員のインクルーシブ教育理念の理解、児童生徒の体験や交流など一定の成果はありましたが、第 I 期計画期間の多くは、研修や連絡会等が予定通り実施することができない社会状況下にありました。引き続き、これまでの取組を継続しつつ、共生社会の理念理解促進と、ユニバーサルデザインの視点を持った教育環境づくりを推進していくことが課題となります。

①教職員のインクルーシブ教育理念の理解促進

【成果】

- ・インクルーシブ教育理念に関する研修(県:初任者研修、経験者研修、市:1年経験者研修)の実施。
- ・学校訪問時におけるインクルーシブ教育理念についての周知を実施。
- ・特別支援教育、インクルーシブ教育理念に関する校内研修(小学校4校、中学校2校)の実施。
- ・幼児教育研究協議会(市内幼稚園教職員、認定子ども園教職員、保育園職員、小学校教職員等)における「インクルーシブ教育を取り入れた学びについて」を協議の柱とした意見交換の実施。

【課題】

- ・引き続き全教職員へのインクルーシブ教育理念の周知と理解促進が必要。インクルーシブ教育理念の理解だけでなく、インクルーシブの視点を持った具体的な教育活動につながるイメージを伝える必要がある。

鎌倉市のインクルーシブ教育の理念・考え方について



令和2年度(2020年度)
教育相談コーディネーターアンケートより

教育相談コーディネーターのほとんどが、「インクルーシブ教育」について、ある程度理解し、イメージを持つことが出来ている。

インクルーシブ教育を推進していくためには、全教職員の理解が必要であるため、鎌倉市の目指すインクルーシブ教育について、さらなる周知と理解促進が求められる。

②児童生徒へのインクルーシブ教育

【成果】

- ・小・中学校全校で、特別の教科道徳の「相互理解、寛容」等の内容項目において、共生についての内容、国語、外国語、保健、社会、家庭など、様々な教科の学習や特別活動等で共生に関わる学習を実施。
- ・生徒向けインクルーシブ講演会、ボッチャ体験交流等児童生徒のインクルーシブ教育の実施。

【課題】

- ・児童生徒に対し、ユニバーサルデザインの視点からのインクルーシブ教育を継続する必要がある。
- ・交流等を活用し、様々な場面で相互理解とインクルーシブ理念の理解につながる機会を持つ。

③インクルーシブな校内環境の整備

【成果】

- ・校内環境ユニバーサルデザインガイドライン検討委員会を開催し、ガイドラインを作成。
- ・学校訪問において、インクルーシブ教育実践推進校(県立高等学校)の取組を紹介。

【課題】

- ・作成されたユニバーサルデザインガイドラインを活用し、ユニバーサルデザインの視点を持った環境・授業・仲間づくりの推進を行う必要がある。

【今後の方針】

- 共生社会の理念を浸透させ、意識上の障壁を解消するための研修の実施
- 交流等の場面を活用し、共生社会の理念理解を促進させる取組
- ユニバーサルデザインガイドラインを活用し、校内の環境整備等

施策目標2 多様な教育的ニーズへの対応

施策目標2、多様な教育的ニーズへの対応では、教育相談コーディネーターを中心とした校内の組織的な支援体制の構築を中心に取組を進めました。教育相談コーディネーターを中心とした支援体制についての理解や認識が深まる一方、小学校では担任との兼任によるコーディネーター業務の時間が取れないこと、中学校では生徒指導担当教員との住み分けや連携といった課題が浮き彫りになりました。また、外部機関との連携や、不登校や登校しぶりの児童生徒への対応についての課題にも引き続き取組が必要です。

①学校内での組織的な支援体制の構築

②教育相談コーディネーターを中心とした校内体制の構築

【成果】

- ・課題のある児童生徒への校内での支援体制の見直し、対応方法の共有の実施(小・中学校全校)
- ・インクルーシブ教育校内支援体制整備事業指定校を1校(深沢小学校)設定
- ・校内支援体制の整備に取り組み、実践を報告(教育相談コーディネーター連絡会、湘南三浦教育事務所管内、県)
- ・教育相談コーディネーター連絡会において、校内支援体制の各学校の状況について、情報共有を実施(資料1 P35)
- ・「鎌倉市の特別支援関係フローチャート・シート集」を作成し、特別支援についての手続の流れや支援シート等の記入方法について周知

【課題】

- ・引き続き、深沢小学校をインクルーシブ教育校内支援体制整備事業指定校として指定し、取組を続けていく。
- ・教育相談コーディネーターの変更による校内支援体制維持の難しさがある。
- ・小学校の教育相談コーディネーター業務時間の確保、中学校の生徒指導担当教員との住み分け、全教職員の教育相談コーディネーターを中心とした支援体制構築への周知と理解促進という課題がある。
- ・指定校以外の学校における教育相談コーディネーターの活動状況の情報共有を行い、実践例を共有する。

③スクールアシスタント、学級介助員を活用した校内体制の工夫

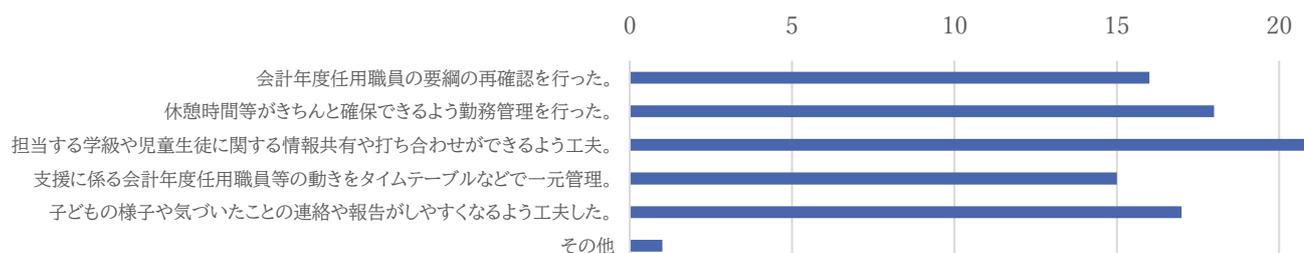
【成果】

- ・学級介助員の要綱を改定し、月あたり勤務日数を学校の課業日数に合わせられるよう変更。
- ・教頭会、教育相談コーディネーター連絡会、スクールアシスタント・学級介助員連絡会において、それぞれの職の役割や勤務体系を確認し、校内支援体制に活用。
- ・校内体制の工夫等について、アンケートによる調査を実施し教育相談コーディネーター連絡会で共有。
※学級支援員は制度変更のため令和元年度で終了

【課題】

- ・各学校で、会計年度任用職員の要綱を確認し、人的支援を計画的、効果的に活用できるよう工夫が必要。
- ・教育相談コーディネーター連絡会において、特別支援に携わる会計年度任用職員の具体的な活用や工夫について、各学校の課題解決のために情報共有する。

支援に係る会計年度任用職員等（スクールアシスタント・学級介助員・学級補助員等）の勤務管理について行った工夫（複数回答可）〔1-2-③〕（25校）



※どの学校においても、スクールアシスタントや学級介助員といった特別支援に携わる会計年度任用職員を有効に活用し、校内連携を図るために、情報共有や打ち合わせに関する工夫を行っている。

（具体例）

- ・気付いたことを記入する連絡ノートやホワイトボードを用意して、打ち合わせを行う時間がなくても情報共有できるような工夫
- ・出勤したら必ず教育相談コーディネーターに情報を確認するなど情報共有の仕組み構築
- ・会計年度任用職員が活動するクラスや担当する児童生徒がすぐにわかるようにタイムテーブルを作成し、誰にでも見えるところに掲示

④学校と外部機関との連携による継続的な相談・支援体制

【成果】

- ・新就学児童の相談について、入学後の相談にスムーズにつながるよう、教育センター教育相談員と共有した。
- ・就学相談説明会の案内を、市内全幼稚園・認定子ども園・保育園、療育関係事業所に送付し、周知した。
- ・各専門職や関係機関と学校との連携のため、鎌倉市相談機関等連絡会に各校の教育相談コーディネーターが参加した。
- ・県立特別支援学校との連携し、医療的ケアが必要な児童生徒の学校への看護師派遣を行った。
- ・幼児教育研究会において、「遊びから学び～幼・こ・保・小の学びの連続性を探る～」（小1 プロブレム解消に向けて、園での経験を小学校の学習へどう接続していくのか円滑な接続に向けての手立てを探る）をテーマに、園と小学校の円滑な接続について協議・研究を実施。

【課題】

- ・個人情報の取扱いを厳密に管理するために、他機関との連携が速やかに行えないことがある。
- ・ケースに応じて、学校が連携先、相談先を選ぶ際の難しさがある。
- ・教育相談コーディネーターを中心とした支援体制の構築には、全教職員の理解と協働が必要である。
- ・不登校や登校しぶりなど教室で学びたくても学べない児童生徒への学習支援のために、教育支援教室やフリースクール等との連携が必要である。

【今後の方針】

- 教育相談コーディネーターを中心とした校内支援体制の構築と発展
- 引き続き、スクールアシスタント、学級介助員を活用した校内体制の充実のための取組
- 学校と外部機関との積極的な連携による支援体制づくりの推進

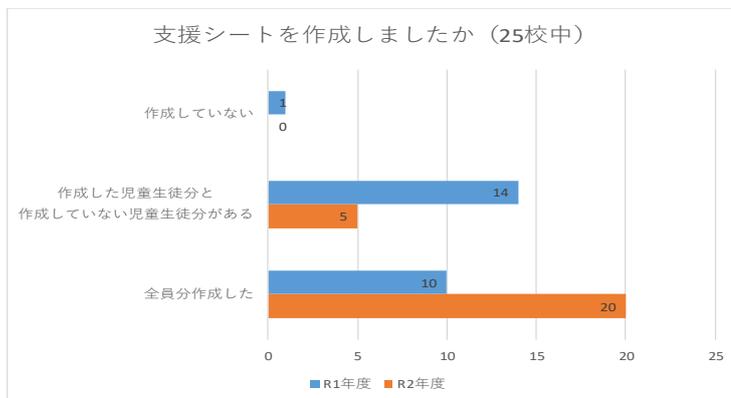
施策目標3 特別支援学級・通級指導教室における指導の充実

個に応じたカリキュラムの工夫のために、支援シートと個別の指導計画の作成を推進し、現在は全校で作成しています。今後はそれらを活用した引継ぎや支援の取組を推進します。ICT 機器の活用による学習支援については、特別支援学級での個別最適化を推進しています。今後は通常の学級を含んだ個別最適化のための ICT 機器の活用に取り組めます。

①個に応じたカリキュラムの工夫

【成果】

- ・「鎌倉市の特別支援教育関係フローチャート・シート集」を作成し、教育相談コーディネーター連絡会、特別支援学級担任者会で、支援シート、個別指導計画等の作成の手引きと作成例を紹介した。
- ・すべての学校で、支援シートと個別の指導計画が作成された。作成していないとされる一部の児童についても、学校独自の書式を使用するなど、何らかのシートを使用した引継ぎが行われている。



※「ア 全員分作成した」と回答した学校数は、令和元年度の10校から令和2年度は20校に、「イ 作成した児童生徒分と作成していない児童生徒分がある」と回答した学校数は、令和元年度の13校から5校になった。各学校において、支援シートの作成の取組が着実に進んでいる。

【課題】

- ・引き続き、支援シート、個別指導計画について各校に呼び掛け、作成だけでなく活用を促す必要がある。
- ・教育相談コーディネーター連絡会、特別支援学級担任者会等において「鎌倉市の特別支援教育関係フローチャート・シート集」を配付、説明し、作成と活用を促す。

②ICT機器の活用による学習支援

【成果】

- ・特別支援学級担任者会において、各学校の特別支援学級における ICT 活用状況と、各校が個別学習の際に使用している学習ソフトなどの調査、情報共有を行い、ICT の活用による学習の個別最適化の促進を図った。(資料2 P36)

【課題】

- ・特別支援学級でのノウハウを活用し、ICT 機器を活用した個に応じた学習活動の促進を実施する。

【今後の方針】

- 支援シート、個別指導計画の作成と活用の促進
- ICT 機器活用による学習の個別最適化の一層の促進

施策目標4 新たな学びの場の充実

施策目標4、新たな学びの場の充実では、1年に1校ずつ特別支援学級の開設を行っています。今後も全校設置に向けて開設を推進していきます。通級指導教室の検討については、県内他市の中学校、県立高等学校の通級指導教室設置、運営状況の調査、市内中学校生徒の通級指導教室意識アンケートを実施しました。調査、アンケートの結果から、中学生に必要な通級での支援の形を具体的に検討していく必要があることがわかりました。

①特別支援学級全校設置計画の推進

【成果】

- ・特別支援学級全校設置検討委員会を開催し、令和4年度(2022年度)以降に開設する学校を決定。
- ・1年度に1校ずつ特別支援学級の新規開設を行った。

特別支援学級の設置状況(平成31年度(2019年度)～令和3年度(2021年度))	
平成31年度(令和元年度)(2019年度)	深沢小学校開設 (知的障害、自閉症・情緒障害)
令和2年度(2020年度)	岩瀬中学校開設 (知的障害、自閉症・情緒障害、病弱・身体虚弱)
令和3年度(2021年度)	今泉小学校開設 (知的障害、自閉症・情緒障害)

【課題】

- ・引き続き、特別支援学級の全校設置に向けた取組を行う。

②新たな通級指導体制の検討

【成果】

- ・在籍校と通級指導教室の効果的な連携のために、支援シートの作成と情報共有を実施。
- ・中学校通級指導教室、高等学校通級指導教室の運営状況等に関する調査を行った。(資料3 P37)
- ・中学生対象の通級指導教室意識調査を行った。
- ・特別支援学級全校設置検討委員会で通級指導教室の設置について検討した。

【課題】

中学生の意識調査から、自分のことを相談したいと考えている生徒が一定数存在していること、小学校通級指導教室を利用している児童の中学校入学前の不安に対する支援が必要であることが分かった。同時に、授業や部活動を抜けたくない、通級に通っていることを知られたくないという思い、多忙感、負担感などから、通級指導教室の利用については、消極的であることがわかった。

小学校通級利用児童が中学校入学後に必要としている支援を具体的に把握した上で、現在の中学校指導・支援体制に見合う形態について、設置に向けての検討を行う必要がある。

【今後の方針】

- 特別支援学級の全校設置に向けた取組の推進
- 中学校通級指導教室の設置についての具体的検討

基本目標2 人材の育成

特別支援学級に限らず通常の学級においても、障害のあるなしに関らず、子どもの状況に応じた適切な指導が行われ、子どもたちの学習の機会が得られるよう、児童生徒を一番身近で支えている教員の育成を図るとともに、学校における指導体制を充実させる。

施策目標1 特別な支援を必要とする児童生徒への理解と指導力の向上

①教育相談コーディネーターの育成

【成果】

- ・教育相談コーディネーター連絡会を、毎年2回ずつ実施し、専門的な知識の伝達や情報共有。
- ・教育に係る福祉システムについての基本的事項の紹介を実施(障害福祉課)。
- ・相談業務におけるポイントについての講演を実施(地域共生課)。
- ・学齢期の福祉関係機関の概要について紹介(鎌倉市基幹相談センター)。
- ・校内インクルーシブ教育体制整備事業モデル校(深沢小学校)の実践報告。
- ・「特別支援教育関係フローチャート・資料集」を紹介し、特別支援についての事務手続や、基本的な事項について周知。

【課題】

- ・教育相談コーディネーター連絡会において、校内支援体制についての流れと手順等を確認し、教育相談コーディネーターを中心とした校内支援体制についての理解を深め、役割を確認する。

②特別な支援を必要とする児童生徒への理解と指導力を高める教職員研修

【成果】

- ・市教育センター企画研修会で、発達障害や心理に関する研修を実施。
「不登校対応について」、「色弱の児童生徒に対する注意事項(学校と職場、社会を色覚バリアフリーにしよう)」、「特別な支援を必要とするこどもへの手立てについて」ほか
- ・学校のニーズに応じた校内研修の実施。
「子どもの心理学について」、「合理的配慮について」、「ユニバーサルデザインについて」など。

【課題】

- ・引き続き、学校のニーズなどを踏まえた研修の紹介、推奨を行うとともに、職や経験年数に応じた特別支援教育の推進力や、指導力の向上を図る研修を実施していく。

③特別支援学級教員の専門的な知識、技能の育成

【成果】

- ・特別支援学級担任者に向けての合理的配慮に関する専門的な研修、福祉制度に関する専門的な研修を実施。(地域共生課、鎌倉市基幹相談センターとの連携)
- ・関係機関や大学の主催する専門的な研修の紹介。(湘三管内初任者・基本研修3件、県の自己研鑽のための研修のうち、特別支援、インクルーシブ教育に関する研修 23 件)
- ・特別支援学級新担当教員研修講座(年4回)、通級指導教室新担当教員研修講座(年4回)実施。(県教育委員会)

【課題】

- ・引き続き、他機関や他の自治体との連携により、特別支援学級担任者、通級指導教室担任者に向けた専門的な研修の開催、紹介を進めていく。
- ・発達支援室と連携した専門的な研修や連絡会の実施について検討していく。

④スクールアシスタント、学級介助員の支援力の向上

【成果】

- ・スクールアシスタント、学級介助員連絡会の実施。
- ・「支援が必要な子どもと関わるうえで必要なこと」についての講演会を実施。(鎌倉市特別支援巡回相談員)
- ・『支援が必要な子とかかわる』をテーマに、具体的なケース例をあげた実践的な研修の実施。
- ・勤務上必要な帳票の記入の仕方についての研修の実施。
- ・学校において各職種に求められている働きを、要綱をもとに確認。

【課題】

- ・支援者となる人材への支援、情報共有は重要であり、引き続き、スクールアシスタント、学級介助員のそれぞれの職種に分け、職種に応じて勤務上必要な知識や、学校での活動内容や経験と結び付けられるような具体的な支援についての研修を実施していく必要がある。

【今後の方針】

- 教育相談コーディネーターの専門性の向上
- 全教職員の特別な支援を必要とする児童生徒への理解と指導力を高める教職員の研修
- 他機関との連携による専門的な研修の実施
- 会計年度任用職員の職種による連絡会における実践的な研修の実施

基本目標3 共生社会を目指した連携体制の構築

地域で共に学び、共に育つ教育環境づくりを目指し、縦のつながりと横のつながりを意識した連携体制の構築を進める。

施策目標1 ライフステージの変化に伴う支援の連携(縦の連携)

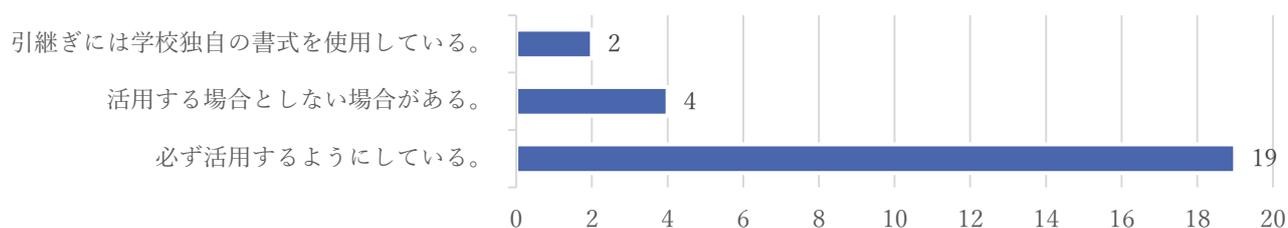
①幼稚園・認定こども園・保育園と小学校・中学校の連続した支援体制

②支援シート、個別の指導計画の活用による継続した支援・指導体制の構築

【成果】

- ・幼児教育研究協議会で、「遊びから学び～幼・こ・保・小の学びの連続性を探る～」(小1 プロブレム解消に向けて、園での経験を小学校の学習へどう接続していくのか円滑な接続に向けての手立てを探る)をテーマに、園と小学校の円滑な接続についての協議・研究を実施。支援シートについて紹介。
- ・支援シート作成手順、記入例等のガイドライン(特別支援教育関係フローチャート・シート集)を作成し、個別の指導計画の参考フォーマット等を掲載して周知。

5 児童生徒の支援に関する引継ぎの際に、支援シートや個別の指導計画を活用しましたか。



【課題】

- ・引き続き、就学相談、幼児教育研究会といった機会をとらえ、幼稚園、認定こども園、保育園と小学校の連携に支援シートを活用していくことを周知する。
- ・今後、幼稚園・認定こども園・保育園に配置を検討している発達支援コーディネーターと小・中学校の教育相談コーディネーターとの連携ができる取組を行う。

【今後の方針】

- 支援シート等の活用による連携の促進
- 発達支援コーディネーターと教育相談コーディネーターの連携

施策目標2 教育委員会と関係機関のネットワークの構築(横の連携)

①教育委員会と関係機関のネットワークの充実

【成果】

- ・児童の小学校入学後を見据え、就学相談の内容や、就学前検診の生活状況アンケート結果を、学校だけでなく各学校担当の教育センター教育相談員への引継ぎ。
- ・教育相談コーディネーター連絡会や特別支援学級担任者会で、福祉関係部局や関係機関の紹介を行い、学校と福祉関係機関の相互の窓口を確認できる機会を設定。
- ・従来発達支援室とおおぞら園のみに送付していた、就学相談説明会の案内を、市内幼稚園・認定こども園・保育園、児童発達支援を行う事業所に送付、鎌倉市ホームページに特別支援教育に関する情報と、就学相談に関する情報を掲載して周知。

【課題】

- ・就学前検診時アンケートや就学相談の内容が入学後の相談につながるよう連携する。
- ・引き続き、相談機関の専門職や福祉関係の専門職、その他関係機関と各校のコーディネーターとの連携のための取組を行う。

②地域のインクルーシブ教育への理解の促進

【成果】

- ・かまくらっ子発達支援サポーター養成講座を修了した人材が、サポーターリストに登録し(26名)、かまくらっ子発達支援サポーター(通称かまサポ)として小・中学校全校で活動した。(鎌倉市発達支援サポートシステム推進事業)
- ・市民団体いろんなカタチ鎌倉との協働事業として、発達支援室、障害福祉課と教育指導課が協働して「いろんなカタチ新聞」を発行し、発達障害や多様性のある子育てについての情報を市民に広く伝えた。

(令和元年度以降発行)(合計40,000部発行)

3号「アナタのきもちアンケート」、4号「言いかえてみたらイイ感じ!」、
5号「YOUのしげきセンサーチェック」、6号「Oh No! どうしておこられちゃう脳」
※令和2年度にて事業終了

【課題】

- ・引き続き、就学相談に関する案内、特別支援教育に関する案内についての周知を行う。
- ・かまくらっ子発達支援サポーターの活動を引き続き小・中学校全校で行い、柔軟な活動回数の調整を行い、より活動が充実するよう発達支援室と連携して取り組む。

【今後の方針】

- 相談機関の専門職や福祉関係の専門職、その他関係機関と、各校のコーディネーターとの連携のための取組
- かまくらっ子発達支援サポーターの活用

第3章

具体的な計画と推進

1 第Ⅱ期鎌倉市特別支援教育推進計画体系図

基本目標	施策目標	具体的な取組
1 特別支援教育の構築	1 特別支援教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ①教職員のインクルーシブ教育理念の理解促進 ②児童生徒へのインクルーシブ教育の促進 ③インクルーシブな教育環境の整備
	2 多様な教育的ニーズへの対応	<ul style="list-style-type: none"> ①教育相談コーディネーターを中心とした組織的な校内支援体制の構築 ②スクールアシスタント、学級介助員等、校内の人材を活用した支援体制の工夫 ③学校と外部機関との連携による継続的な相談・支援体制
	3 個に応じた指導の充実	<ul style="list-style-type: none"> ①個に応じたカリキュラムの工夫 ②ICT 機器の活用による学習の個別最適化
	4 学びの場の充実	<ul style="list-style-type: none"> ①特別支援学級全校設置計画の推進 ②新たな通級指導体制の検討 ③教育支援教室、フリースクール等との連携
2 人材の育成	1 特別な支援を必要とする児童生徒への理解と指導力の向上	<ul style="list-style-type: none"> ①教育相談コーディネーターの育成 ②特別な支援を必要とする児童生徒への理解と指導力を高める教職員研修 ③特別支援学級教員の専門的な知識、技能の育成 ④スクールアシスタント、学級介助員等支援に関わる人材の支援力向上
3 共生社会の実現を目指した連携体制の構築	1 ライフステージの変化に伴う支援の連携(縦の連携)	①支援シート、個別の指導計画の活用等による幼稚園・認定こども園、保育園と学校との連続した支援体制の構築
	2 教育委員会と関係機関とのネットワークの構築(横の連携)	<ul style="list-style-type: none"> ①教育委員会と関係機関のネットワークの充実 ②地域のインクルーシブ教育への理解の促進

2 施策と具体的な取組

基本目標1 特別支援教育の構築

インクルーシブ教育の理念に基づいて、学校におけるインクルーシブ環境の整備、校内支援体制の構築等を更に充実させ、学ぶ環境の整備を進めていきます。

児童生徒が互いの多様性を理解し尊重できるよう、インクルーシブ理念についての教育を行います。

施策目標1 特別支援教育の推進

ユニバーサルデザインの視点から、みんなが安心して、過ごしやすい学校づくりを推進するとともに、教職員のインクルーシブ教育理念の理解促進、児童生徒へのインクルーシブ教育を通して共生社会の実現を目指した特別支援教育を推進します。

①教職員のインクルーシブ教育理念の理解促進

インクルーシブ教育に関して、共生社会の理念に基づき、認識力を高め、児童生徒一人ひとりへの理解と適切な指導・配慮が行える環境が整えられることを目指し、研修を充実していきます。

推進のポイント	教職員の共生社会やインクルーシブ教育に関する研修の充実
令和6年度(2024年度)までの取組目標	・インクルーシブ教育理念に関する研修の実施 ・学校訪問時におけるインクルーシブ教育理念についての周知 ・ユニバーサルデザインに関する研修の実施
推進の主体	市教育委員会

②児童生徒へのインクルーシブ教育

子どもたちが互いの多様性を理解し、尊重できるよう、児童生徒へのインクルーシブ教育を実施します。

推進のポイント	児童生徒への共生社会やインクルーシブの考え方に関する教育
令和6年度(2024年度)までの取組目標	・特別の教科道徳における、「共生」の内容を取り扱う ・交流を活用したインクルーシブ教育の実施 ・児童生徒向けインクルーシブ教育講演会の実施
推進の主体	学校、市教育委員会

③インクルーシブな校内環境の整備

小・中学校において、児童生徒が安心して、集中して学習活動に取り組めるような、教室内環境の整備や、校内のユニバーサルデザイン化を進めます。

推進のポイント	小・中学校のユニバーサル校内環境の整備
令和6年度(2024年度)までの取組目標	・校内環境ユニバーサルデザインガイドラインの活用 ・ガイドラインを活用した研修の実施
推進の主体	学校、市教育委員会

施策目標2 多様な教育的ニーズへの対応

児童生徒の多様な教育的ニーズに対応するために教育相談コーディネーターを中心とした校内体制を推進し、積極的に医療や福祉など支援に関する機関との連携を行い、相談、支援体制の充実を図ります。

①教育相談コーディネーターを中心とした校内体制の推進

引き続き、インクルーシブ教育校内支援体制整備事業指定校を指定して校内支援体制のモデルとし、推進のために市内の小・中学校の校内体制に関する情報共有と、全教職員に向けての周知を行います。

推進のポイント	教育相談コーディネーターを中心とした校内体制の構築と発展
令和6年度(2024年度)までの取組目標	・教育相談コーディネーター連絡会における、支援体制づくりについての情報共有 ・校内支援体制づくりについての全教職員への周知
推進の主体	市教育委員会、学校

②スクールアシスタント、学級介助員を活用した校内体制の工夫

引き続き、スクールアシスタント、学級介助員を活用した効果的な指導、支援ができる校内体制を確立します。

推進のポイント	職種に応じた有効かつ計画的な活用
令和6年度(2024年度)までの取組目標	・児童生徒の様子を共有するための時間、休憩時間が確保できるような工夫の取組 ・支援体制を充実させるための工夫についての情報共有の実施
推進の主体	学校、市教育委員会

③学校と外部機関との連携による継続的な相談・支援体制

様々な理由や発達の課題等から、学習や集団での活動に難しさを感じている児童生徒や、不登校の初期対応の取組、医療的ケアや、福祉や医療、家庭環境を背景とした課題がある児童生徒への対応など、学校と教育相談員やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーとの連携や、医療関係・福祉関係等専門機関、こども相談課、発達支援室、青少年課等市長部局との連携、特別支援学校のセンター的機能の活用による相談・支援体制の充実を行います。

推進のポイント	学校と教育相談員、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、専門機関との積極的な連携による相談・支援体制の充実
令和6年度(2024年度)までの取組目標	・多様な教育的ニーズに対応した相談体制と早期支援の実施 ・関係機関との積極的な連携
推進の主体	市教育委員会、学校、関係機関

施策目標3 個に応じた指導の充実

特別支援学級・通級指導教室に限らず、すべての児童生徒の必要に応じて、個に応じたカリキュラムの充実や支援機器等の活用による指導、支援の充実を図り、学習と支援の個別最適化を目指します。

①個に応じたカリキュラムの工夫

個別の指導計画、支援シートの作成と活用した組織的・継続的な指導を行い、個に応じたカリキュラムの工夫を図ります。

推進のポイント	個別の指導計画、支援シートの作成と活用による個に応じた指導・支援体制の確立
令和6年度(2024年度)までの取組目標	特別支援学級在籍児童生徒、通級指導教室通級児童の支援シート、個別の指導計画の作成と引継ぎ時の活用の実施 外国籍の児童生徒や配慮が必要な児童生徒などへ、必要に応じて、支援シート・個別の指導計画を作成し活用する
推進の主体	学校、市教育委員会

②ICT機器の活用による学習の個別最適化

児童生徒の学習段階、困難さや障害特性に応じた指導を充実するツールとして、学習指導におけるICT機器の活用を推進し、学習の個別最適化を図ります。

推進のポイント	ICT機器を活用した学習の個別最適化
令和6年度(2024年度)までの取組目標	ICT機器の活用による学習の個別最適化の促進
推進の主体	学校、市教育委員会

施策目標4 学びの場の充実

特別支援学級の全校設置の推進、中学校通級指導教室の具体的検討を行い、多様な学びの場の充実を図ります。

①特別支援学級全校設置計画の推進

特別支援学級全校設置計画検討委員会を開催し、特別支援学級の未設置校への設置に向け取組を進めます。

推進のポイント	特別支援学級の未設置校への設置
令和6年度(2024年度)までの取組目標	毎年1校に特別支援学級を開設する
推進の主体	市教育委員会

②通級指導体制の検討

引き続き、小学校通級指導教室の動向を見ながら、更なる設置の必要性について検討します。

中学校の通級指導教室については、現在、県内他自治体に設置されている通級指導教室における運営や指導の効果と課題、鎌倉市内の需要等を長期的に調査し、中学生のニーズに合った実現可能な通級指導の体制についても検討を続けます。

推進のポイント	中学校通級指導教室設置についての検討と通級指導体制の模索
令和6年度(2024年度)までの取組目標	・中学校通級指導教室の運営状況等に関する長期的な調査の実施 ・中学生のニーズに合った通級指導体制の検討
推進の主体	市教育委員会、学校

③教育支援教室、フリースクール等との連携

集団が苦手な教室に入れない、集中が持続しない、感情のコントロールが出来ない等の課題や登校しぶり、不登校により、学校で学びたくても学べない児童生徒の支援のために、教育支援教室やフリースクール等と連携した組織的な支援体制を構築します。また、オンライン教育を活用した学習方法の検討や、個々の興味や特性に合った学習支援を推進します。

推進のポイント	教育支援教室、フリースクール等との連携による教室以外の場の学習支援
令和6年度(2024年度)までの取組目標	・学校以外の場での指導を行っている児童生徒の支援に関する積極的な連携 ・学校外の場での指導を行う児童生徒へのオンライン学習を含めた指導方法の検討 ・かまくら ULTLA プログラムの活用 ・連携の際に必要な手立ての周知
推進の主体	学校、市教育委員会

基本目標2 人材の育成

子どもの状況に応じた適切な指導が行われ、子どもたちの学習の機会が得られるよう、児童生徒を一番身近で支えている教員の育成を図るとともに、学校における指導体制を充実させます。

施策目標1 特別な支援を必要とする児童生徒への理解と指導力の向上

校内でのインクルーシブ教育推進役を担う教育相談コーディネーターに必要な資質や、専門性を高めるための研修等を充実します。

また、すべての教員に対して、特別な支援を必要とする児童生徒への理解と指導力を高め、特別支援学級の教員が専門性を生かして、校内の教職員、児童生徒、保護者に対し、授業やその他の取組を通じた理解啓発を進めることができるよう育成します。

更に、児童生徒の実態に応じて配置する学級介助員や、通常の学級において学習指導を行うスクールアシスタントの支援力を強化し、指導体制を整備します。

①教育相談コーディネーターの育成

小・中学校内において、教育相談コーディネーターが、校内支援の中心的な役割を校内で行えるよう育成します。

推進のポイント	教育相談コーディネーターの専門性の向上
令和6年度(2024年度)までの取組目標	教育相談コーディネーターの専門性を高める研修と連絡会の実施
推進の主体	市教育委員会

②特別な支援を必要とする児童生徒への理解と指導力を高める教職員研修

全教職員を対象とした、発達障害や心理に関する専門的な研修を充実させ、通常学級担任の特別支援教育への理解の促進と、実践的指導力の育成を図る研修を実施します。

推進のポイント	研修内容を活用した効果的な支援・指導の実施
令和6年度(2024年度)までの取組目標	・学校のニーズに応じた専門的な研修の実施 ・学校訪問を活用した、鎌倉市の特別支援教育の現状についての全教職員の理解促進と周知 ・職や経験年数に応じた特別支援教育の推進力や指導力の向上を図る研修の実施
推進の主体	学校、市教育委員会

③特別支援学級教員の専門的な知識、技能の育成

障害のある児童生徒への指導力を高めるとともに、校内における通常の学級の児童生徒に対する理解啓発や、教職員への指導力を高めるけん引役を担えるような育成を図ります。

推進のポイント	特別支援学級教員の専門性を向上させる教員研修
令和6年度(2024年度)までの取組目標	・特別支援学級担任の障害の種別や程度に応じた指導力を高める研修の実施 ・関係機関との連携による専門性の向上を図る研修への参加を推奨
推進の主体	学校、市教育委員会

④スクールアシスタント、学級介助員の支援力の向上

スクールアシスタント、学級介助員の指導力・支援力を向上させるための研修を実施し、指導体制を充実させます。

推進のポイント	指導力・支援力を向上させるための研修の実施
令和6年度(2024年度)までの取組目標	指導力・支援力を向上させる研修の実施
推進の主体	市教育委員会

基本目標3 共生社会の実現を目指した連携体制の構築

地域で共に学び、共に育つ教育環境づくりを目指し、縦のつながりと横のつながりを意識した連携体制の構築を進めます。

施策目標1 ライフステージの変化に伴う支援の連携(縦の連携)

幼稚園・認定こども園・保育園で取り組まれていた個別の支援を途切れさせることなく、小・中学校でも継続していくために、保護者の理解も図りながら、幼稚園・認定こども園・保育園と小学校及び中学校との連携を充実します。

①支援シート、個別の指導計画の活用等による幼稚園・認定こども園・保育園と学校の連続した支援体制の構築

支援シートの活用により、幼稚園・認定こども園・保育園と小学校における連携に取り組み、就学前からの支援のスムーズな接続を充実させます。

小学校の学年間の引継ぎ、小学校から中学校、中学校から高等学校などへの円滑な接続と継続的な支援が行われるよう、支援シート、個別の指導計画の作成と活用を推進します。

また、幼・こ・保・小連携の場での小学校の教育支援体制への理解の促進と、小中連携における9年間の切れ目ない支援を行います。

推進のポイント	幼稚園・認定こども園・保育園・小学校及び中学校の連携
令和6年度(2024年度)までの取組目標	・支援シート等の活用による連携の促進 ・発達支援コーディネーターと教育相談コーディネーターの連携の促進
推進の主体	小・中学校、幼稚園、認定こども園、保育園、市教育委員会

施策目標2 教育委員会と関係機関のネットワークの構築(横の連携)

支援を必要とする児童生徒の教育的ニーズに応じた適切な支援を行うため、教育委員会を中心とした関係機関とのネットワークを構築します。

①教育委員会と関係機関のネットワークの充実

市教育委員会内の支援体制を充実し、就学前から小・中学校在学中における児童生徒の教育的ニーズに迅速に対応できるよう、地域共生課、こども相談課や市民健康課、青少年課、生活福祉課、発達支援室や障害福祉課、児童相談所や鎌倉市基幹相談支援センターなどの福祉関係機関、その他医療機関等との既存のネットワークを更に有効に活用できるように充実させます。

推進のポイント	関係機関との連携による支援体制の充実
令和6年度(2024年度)までの取組目標	教育文化財部と他部局、関係機関との連携
推進の主体	市教育委員会、市関係部署、関係機関

②地域のインクルーシブ教育への理解の促進

インクルーシブ教育の理念や、特別支援教育に関する基本的な考え方が、保護者や地域の皆さんにも広がるよう、地域講座を活用し、かまくらっ子発達支援サポーターの活用など地域の支援の担い手となる人材を育成します。

推進のポイント	特別支援教育に関する地域への理解促進
令和6年度(2024年度)までの取組目標	・市民が参加できる公開講座の実施 ・かまくらっ子発達支援サポーターの活用
推進の主体	市関係部署

第4章

用語解説・関係資料等

1 関係資料

(資料1: 教育相談コーディネーター業務調査 P 13)

令和2年度(2020年度)に行った教育相談コーディネーター業務は何ですか。(複数回答)(校数/全校%)

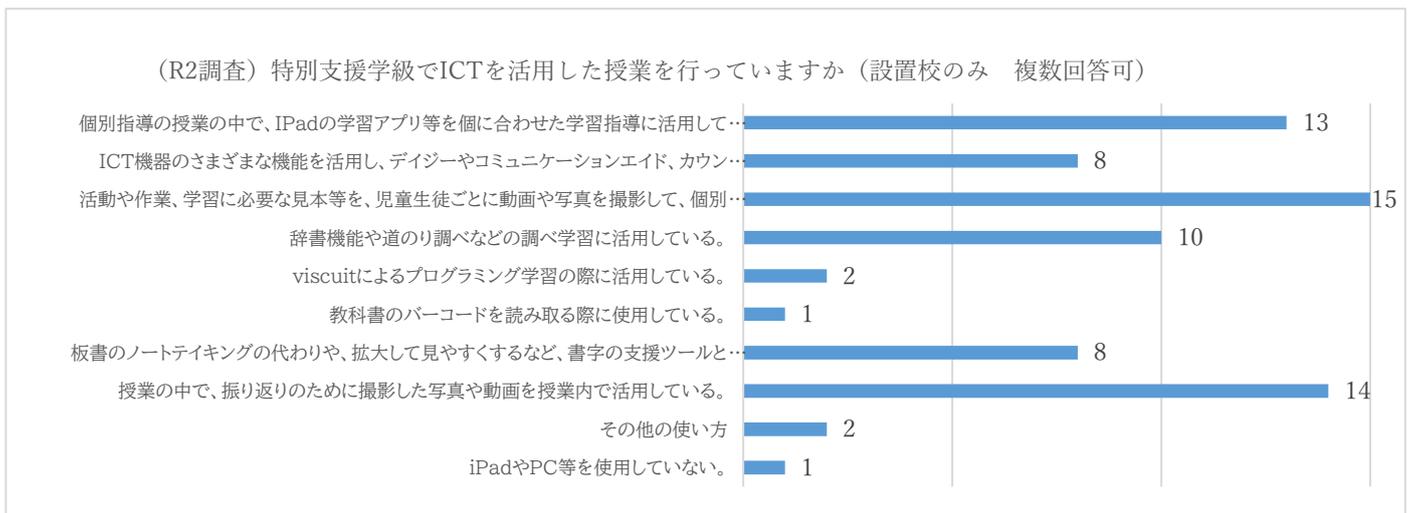
2 令和2年度(2020年度)に行った教育相談コーディネーター業務は何ですか。(複数回答) (校数/全校%)	小	中	全体
① ケース会議の開催	87.5	66.7	80.0
② 支援の必要な児童生徒の授業観察等による把握	56.3	88.9	68.0
③ 支援の必要な児童生徒の集約と校内の共有	93.8	77.8	88.0
④ 児童生徒支援に関する提出書類の作成	56.3	33.3	48.0
⑤ 支援策の検討、支援計画の作成	75.0	77.8	76.0
⑥ 支援策の役割分担と指示・評価・見直し	50.0	55.6	52.0
⑦ 支援スタッフ(SA・介助員等)のシフト作成	81.3	66.7	76.0
⑧ 支援シート作成のための面談	62.5	22.2	48.0
⑨ 不登校・登校しぶり・別室登校児童生徒への対応	62.5	44.4	56.0
⑩ 不登校・登校しぶり児童生徒保護者への対応	37.5	44.4	40.0
⑪ 児童生徒の指導(トラブル)に関する対応	43.8	44.4	44.0
⑫ 児童生徒の虐待に関する案件の対応	31.3	33.3	32.0
⑬ 転籍に関する保護者面接	25.0	22.2	24.0
⑭ 転籍に関する計画立案、手続	18.8	0.0	12.0
⑮ 保護者からの教育相談	43.8	33.3	40.0
⑯ スクールカウンセラー、教育相談員等との打ち合わせ、情報交換	75.0	100.0	84.0
⑰ 関係機関との連携窓口	43.8	66.7	52.0
⑱ 巡回相談員・養護学校地域支援依頼調整	37.5	22.2	32.0
⑲ 校内のインクルーシブ教育推進についての取組	12.5	22.2	16.0
⑳ 特別支援学級と通常学級の交流に関する取組	25.0	44.4	32.0
㉑ スクールアシスタント報告書・教育相談員報告書の確認、提出(小)	75.0	-	75.0
㉒ その他	0.0	0.0	0.0

※ 全体では、ケース会議の開催、支援の必要な児童生徒の集約と校内の共有、支援策の検討・支援計画の作成、支援スタッフのシフト作成、スクールカウンセラー・教育相談員等との打ち合わせ・情報交換について、全体的に高い数字となっており、教育相談コーディネーターの役割として、認識されていることがわかる。

支援の必要な児童生徒の授業観察等による把握、スクールカウンセラー、教育相談員等との打ち合わせ、情報交換、関係機関との連絡窓口は中学校に対し、小学校の数値が大幅に低くなっており、小学校の教育相談コーディネーターの時間確保の課題が現れている。

児童生徒支援に関する提出書類の作成、不登校・登校しぶり・別室登校児童生徒への対応は、小学校に比べ中学校が低い数字を示しており、中学校では生徒指導担当がそれらの対応を行っているためと考えられる。また、中学校では支援シート作成のための面談を行っている割合が低い数字となっているが、理由として支援シートの作成自体が小学校と比べて少ないこと、支援シートの作成が主に特別支援学級で行われていることが考えられる。

全体的に低くなっているものには、転籍に関する保護者面接、転籍に関する計画立案・手続、校内のインクルーシブ教育推進についての取組があるが、これらについて教育相談コーディネーターの役割であることを教育相談コーディネーター以外の教職員も含めて周知していく必要がある。



ICT の活用については個別化、具体化が進んでいる。例えば、令和元年度は、学級全体で撮影した動画を振り返りとして見る活動が多数だったが、令和2年度は、同じ振り返りのための動画でも iPad を使用し、自分の姿を振り返るといった、個別の活用の仕方が増えている。

また、調べ学習の場合、知識や情報を調べる辞書的な機能での活用のほかに、「これから行く校外学習での公共交通機関の乗り換えの道のりの動画」といった活動に必要な具体的な内容が増えている。デジターや拡大機のような特別支援機器の代わりとしての活用を行っている学校もあった。

個に合った学習アプリの使用が浸透し、ICT の活用によって学習の個別最適化がますます行われることが期待される。

特別支援学級での ICT の活用状況(令和3年2月4日調査)

令和3年(2021年)2月4日現在	
	具体的な活用方法
小学校	(調べ学習で使用) ・調べ学習 ・遠足等の調べ ・自動翻訳 (Google 翻訳)、国語、漢字辞書代わりに熟語等の言葉調べ→画像で理解 (自立活動で使用) ・自立活動、道徳の振り返り (挨拶の見本) ・挨拶や発表の様子を撮影して、態度の振り返り ・Keynote タップしたら回数が変わるようにし、「〇回でお願いします」がわかるようにし、時間、回数の管理、切り替えに使用 ・爪切りなど、「切る場所」「切り方」を見本で見せる。 (教科学習補助として使用) ・計算、漢字書き順などの学習アプリ ・YouTube でダンス、歌動画の見本、動物の鳴き声や植物の写真などの提示 ・Qubena 1 年生レベルから個々の学習状況に応じて使用 ・ビスケット、プログラミング ・楽器の演奏の見本として、手元の演奏操作の様子を撮影したものをしながら練習 ・教科書のバーコードを読み取って使用 (支援ツールとして使用) ・板書を撮影し、拡大してノートにとりやすくする、印刷してノートに貼る ・静かなところで、一人で行った発表を撮影し、交流級での発表ではその映像を流す (緊張感や集中力への配慮) ・デジター (読み上げ) として使用 ・会話パターンを録画し、会話のきっかけとして使用。(コミュニケーションエイドとしての使用)
中学校	・総合、社会科、遠足等校外学習: 調べ学習 (現地までの道のりを Google のストリートビューで確認など) ・国語、数学: 個々の学習レベルに合ったアプリの使用 (フラッシュ暗算、漢字アプリ、地図学習など) ・国語: 熟語の学習、意味調べ、辞書的な使用 ・理科: 植物名、栽培手順、実物の写真等の検索、提示 ・美術: 作品作りの参考資料、見本、完成した作品の共有、iMovie、美術でコマ送りムービーの作成 ・音楽: 演奏の事前イメージの参考 ・音楽、体育: 動画を撮影し振り返り ・家庭科: 調理実習で調理動画を活用 ・自立活動: すらら、自分に合った教科学習、タイピング練習、服のたたみ方を個々のレベルに合わせて撮影し、見本とする。 (個々の iPad で行ったことで主体性が増した)

【神奈川県内中学校通級指導教室設置状況】

	対象となる生徒	通級時間・形態	施設・設備	その他
A市	言語・難聴・自閉症・情緒障害、LD・ADHD (知的遅れがない生徒)	週に1回～月に1回など個に応じて	専用の教室を設置 1校あたり5000万程度の費用で設置	入級には、療育センター等での判定が必要
B市	情緒面・人間関係・コミュニケーションの課題	授業時間内のみ 時間、曜日固定。週1回通級。 通級期間は最大2年間。	工事等せず空き教室をそのまま使用	保護者、本人、学校の担任の合意形成ができていないこと。本人の同意がなければ申込できない。
C市	情緒面での課題	1日通級。多くて月2回。 行事や授業に支障が出ないよう通級日を設定	工事等せず空き教室をそのまま使用	小学校は時間通級。中学校は、1日通級。
D市	言語・難聴・情緒・LD/ADHD	巡回型 曜日・時間固定。週1回～月1回(個に応じて)	工事せず空き教室を使用 巡回先の学校でも空き教室を使用	主に小学校時の通級指導のフォローアップ。中学校からの新規はほとんどない。各校に通級担当教員がいて、受けられなかった授業の補完などを行う。
E市	情緒	小集団・個別 保護者、通級担当者、在籍校で通級指導日、時間を相談	特別支援教育センター内	校内の判定・初回面談/専門部会・就学支援委員会での承認を経て入級
F市	情緒	巡回型・個別	巡回先の校内別室 使える教室を使用	小学校時に通級指導教室に通室していた児童のうち、本人、保護者ともに中学校でも通級を希望し、なおかつ必要だと認められた者
G市	情緒	個別・60～90分/回 通級指導日、回数は相談	子ども若者教育支援センター内	

【神奈川県立高等学校通級指導教室設置状況】

設置校	通級者	指導内容	通級方法	その他
県立保土谷高等学校 県立綾瀬西高等学校 県立生田東高等学校 県立修徳館高等学校	自校のみ 自校・他校	「自立活動」 主に作業学習・農作業を通して社会性を育てるSSTなど。 学習補助ではない	保護者から県教委へ・担任に相談・スクールカウンセラーやSSWから紹介のいずれかから、教室を見学して希望すれば県の検討委員会で審議し通級を承認	・選択科目の一つとして単位認定するため、1年間単位で行う ・通級指導教室の担当教員は高等学校の教員が兼任する。

(資料4: 通級指導教室利用児童数推移)

通級指導教室在籍者数	平成31年度(2019年度)	令和2年度(2020年度)	令和3年度(2021年度)
ことばの教室 (御成・富士塚・大船)	162	181	158
きこえの教室 (御成・大船)	3	1	5
つどいの教室 (深沢・今泉)	95	110	98

※平成28年度(2016年度)に、今泉小学校つどいの教室を開設して以来、つどいの教室利用者が急増。平成31年度(2019年度)に、新たに深沢小学校つどいの教室を開設。

2 用語解説

支援教育 (神奈川県)	障害のある子どもたちを含め、全ての子どもたち一人ひとりが持つ自らの力では解決できない困難なことを「教育的ニーズ」として捉え、それぞれの子どもに応じた働きかけをする教育。
特別支援教育	障害のある児童生徒等一人ひとりの教育的ニーズに応じた適切な教育的支援を行う教育。
特別支援学校	視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者(身体虚弱者を含む。以下同じ)に対して、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校に準ずる教育を施すとともに、障害による学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識技能を授けることを目的として教育を行う学校。(学校教育法第72条) 鎌倉市では、県立鎌倉養護学校、県立藤沢養護学校が学区として指定されている。
通級指導教室	通級指導教室とは、通常学級に在籍する児童に対し、個に応じて必要な指導を受けることができる教室。定期的に通級指導教室に通って、言葉や聞こえ、情緒といった課題に対しての指導を受ける。鎌倉市では、ことばの教室、きこえの教室、つどいの教室がある。
ソーシャルスキル トレーニング Social Skills Training	「社会生活技能訓練」や「生活技能訓練」、「スキル教育」とも呼ばれている。対人関係を中心とする社会性や集団行動でのルールやマナーを身につけるトレーニング。鎌倉市では、つどいの教室(情緒通級指導教室)の指導の一つとして行われている。
教育相談 コーディネーター (神奈川県)	支援を必要とする子どもに対し、子ども・担任・保護者のニーズの把握、ケース会議の運営、関係機関との連絡・調整を行う人。神奈川県では、特別支援教育と不登校などの対応を兼ねたコーディネーターとして養成。 ※「神奈川力構想・白書2008」P82平成21年6月
インクルーシブ 教育システム Inclusive Education System	人間の多様性の尊重等の強化、障害者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするとの目的の下、障害のある者と障害のない者が共に学ぶ仕組みであり、障害のある者が「general education system」(署名時仮訳:教育制度一般)から排除されないこと、自己の生活する地域において初等中等教育の機会が与えられること、個人に必要な「合理的配慮」が提供される等が必要とされている。 ※「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進(報告)」平成24年7月
合理的配慮	「障害のある子どもが、他の子どもと平等に『教育を受ける権利』を享有・行使することを確保するために、学校の設置者及び学校が必要かつ適当な変更・調整を行うことであり、障害のある子どもに対し、その状況に応じて、学校教育を受ける場合に個別に必要とされるもの」であり、「学校の設置者及び学校に対して、体制面、財政面において、均衡を失した又は過度の負担を課さないもの」と定義した。なお、障害者の権利に関する条約において、「合理的配慮」の否定は、障害を理由とする差別に含まれるとされていることに留意する必要がある。 ※「中央教育審議会>初等中等教育分科会>特別支援教育の在り方に関する特別委員会(第3回)」
スクール カウンセラー (SC)	教育相談体制を整備することを目的に、学校へ配置されている心の専門家のことをいう。その主な業務は次のようなものになる。 ○ 児童生徒に対する相談・助言 ○ 保護者に対する相談・助言 ○ 教職員に対するコンサルテーション ○ 児童生徒に関するアセスメント ○ 緊急時の対応 ○ 心理に関する研修等の実施 ○ 学校課題への対応(不登校・いじめ・暴力行為への対応等) ○ 校内教育相談体制についての助言 ※「スクールカウンセラー業務ガイドライン」平成21年12月神奈川県教育委員会
スクール ソーシャルワーカー(SSW)	教育の分野に加え、社会福祉に関する専門的な知識や技術を有する者で、問題を抱えた児童生徒に対し、当該児童生徒が置かれた環境への働きかけや、関係機関等とのネットワークの構築など、多様な支援方法を用いて課題解決への対応を図っていく人材。概ね次の業務を行う。 (1) 問題を抱える児童・生徒が置かれた環境への働きかけ (2) 関係機関等とのネットワークの構築、連携・調整 (3) 学校内におけるチーム支援体制構築の支援 (4) 保護者、教職員等に対する支援や相談、情報提供 (5) 教職員等への研修活動 等 ※「スクールソーシャルワーカー活用ガイドライン」平成23年3月 神奈川県教育委員会 ※「スクールソーシャルワーカー活用ガイドライン2」平成25年3月神奈川県教育委員会 (http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f417834/p477052.html 平成30年2月1日取得)
小1プロブレム	入学したばかりの小学校1年生が小学校入学直後、遊びから学びに生活の中心が変わり、幼児教育から小学校教育へ指導が一変する段差を乗り越えられないために起こる問題のこと。学校生活に適應できず、指示に従わない、集団行動ができない、授業中静かにすることができない、話を聞かない、授業中かかってに歩き回る、教室から出て行ってしまふなどの状態が数ヶ月継続する状態。
ケース会議	学校生活において、支援や特別な指導が必要な児童生徒に対して、それぞれの教育的ニーズについての共通理解を図り、メンバー全員で役割分担を行い、それぞれの専門性をいかしながら、具体的な支援策を出し合い、校内や家庭での支援ができるよう話し合う会議。

個別の支援計画・ 個別の教育支援計画	障害のある子どもや、支援のニーズがある子ども、一人ひとりについての乳幼児期から学校卒業後まで一貫した長期的支援を行うため、保護者の意見を聴き、関係機関が連携しながら作成する支援の計画。「個別の支援計画」のうち、学校など教育機関が中心となって策定した学齢期の計画を「個別の教育支援計画」と呼ぶ。
支援シート (個別の支援計画)	「個別の(教育)支援計画」を作成する際に神奈川県内で使用する統一した書式。子どもにかかわる教職員・本人・保護者と共に、ライフステージに沿った継続的な支援を目的に作成する支援シートⅠと関連機関による支援が必要でケース会議が開かれるような場合に作成する支援シートⅡがある。 ※「始めましょう!『個別の支援計画』」より
個別の指導計画	「個別の指導計画」とは、指導を行うためのきめ細かい計画であり、幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズに対応して、指導目標や指導内容・方法を盛り込んだ指導計画。例えば、単元や学期、学年等ごとに作成され、それに基づいた指導が行われる。※文部科学省ホームページ
ユニバーサルデザイン Universal Design/UD	文化・言語・国籍や年齢・性別などの違い、障害の有無や年齢、性別、人種などを問わず、すべての人が利用できることを目指した使いやすい設備・製品・情報・環境などのデザインのこと。
教育的ニーズ	教育上児童生徒が必要とする配慮や支援、または、学校教育で伸ばしていきたい力のために必要な環境等。
就学相談	特別支援学校や特別支援学級への就学・転学に関する相談。
就学支援委員会	特別支援学校や特別支援学級への就学・転学・転籍を希望している児童生徒それぞれの教育的ニーズに合った教育の場を検討する、医療や心理の専門家、特別支援学校教員、小・中学校教職員などで構成された委員会。
就学前(就学時)検診	小学校入学前の子どもに対しての健康診断。
ICT機器 Information Communication Technology	「情報通信技術」 一般的には、コンピューターやインターネット等のデジタル機器のことを指す。ICT機器を使うことで、児童生徒の苦手なことや不自由さを補い、持てる力を最大限に引き出す指導「ICT活用による特別支援教育」が期待できる。
医療的ケア	「医療的ケア」とは、一般的に学校や在宅等で日常的に行われている、たんの吸引・経管栄養・気管切開部の衛生管理等の医行為を指す。医師免許、看護師免許等を持つ者、または、認定特定行為業務従事者として都道府県知事の認定を受けた者以外は医療的ケアを行なうことはできない。小・中学校において医療的ケアを行う場合は、看護師等を配置又は活用しながら、主として看護師等が医療的ケアに当たり、教員等がバックアップする体制が望ましいとされている。
不登校	学校に登校しない、あるいは、したくてもできない状況にあることをいうが、その要因・背景は多様で、中には、怠学や登校しぶりなどもあり、児童・生徒指導の一環として考えられてきた。しかし、心因性の不適応などによってバランスを崩し、朝になると体調が不調になるなど、様々な神経症状によって学校に行けないケースもある。
言語障害	話し方や発音などにおいて、コミュニケーションに支障をきたすことがあり、聞き手に話の内容が理解されにくく、そのために社会生活を送る上で困難がある状態をいう。 言語障害には、構音障害、吃音、言語発達の遅れ、音声障害などがある。このうち、構音障害とは、その地域の同年齢の子どもたちができる発音が正しくできないために、聞き手に話の内容が理解されにくい状態で、他の音で置き換えたり、子音を省略したり、「ひずみ音」になったりすること等である。 障害の原因は様々であるが、特に口蓋裂や難聴が原因の場合には、医療との密接な連携が必要である。また、他人の話し方との違いを意識するあまり、人前に出ることを避けるようになることや、話さなくなることもあるため、言葉の機能の改善とともに心理面での援助も必要になる。
視覚障害	眼球や視神経、又は大脳の視覚中枢などの障害により視力の低下や視野の偏り等、見る機能が不自由である場合や不可能な状態をいう。両眼の矯正視力が おおむね0.3未満の子どもたちには、教育上特別な配慮が必要となる。拡大鏡等を使用しても通常の文字、図形等を視覚的に認識するのが不可能又は、著しく困難な場合を「盲者」としている。そして、困難な場合は「弱視者」とされる。「弱視者」の場合は、視力を活用した教育が環境等を整えることで可能になるといえる。
聴覚障害	耳の機能、聴神経、聴覚中枢等の機能的な原因のため、聞く力が不十分(難聴)であったり、聞こえなかったりする状態(聾=ろう)をいう。 聞こえの程度は聴力レベルで示し、デシベル(dB)という単位で表す。一般にオージオメーターを使用して検査測定するが、その数値が大きいほど聴力損失が大きく、聞こえにくい状態を示す。両耳の聴力レベルがおおむね60dB以上で、補聴器などを使っても通常の話声を理解することが不可能又は著しく困難な場合、「ろう者」という。 音や言葉は、外耳、中耳、内耳、聴神経、大脳の聴覚中枢の順に經由して受容されるが、これらのうちどこに障害が起きても、音や言葉は伝わりにくくなる。このうち、外耳から中耳までの間のどこかに障害のあるものを「伝音性難聴」といい、内耳から脳までの間に障害があるものを「感音性難聴」、両方の障害があるものを「混合性難聴」という。
情緒障害	情緒の現れ方が偏っていたり、その現れ方が激しかったりする状態を、自分の意志ではコントロールできないことが継続し、学校生活や社会生活に支障となる状態をいう。 他人との意思疎通及び対人関係の形成が困難である、心理的な要因による選択性緘黙などがあるなどして、社会生活への適応の支障となる。選択性緘黙は、一般に発声器官・機能的な障害がないのに、心理的な要因により、特定の状況で音声やことばを出せず、支障のある状態をいう。

<p>肢体不自由</p>	<p>脳の運動中枢や神経、あるいは筋肉、骨・関節などの諸器官が損傷を受け、四肢あるいは体幹に運動機能の障害が生じ、補装具を使っても歩行や筆記など日常生活に必要な基本的な動作が不可能あるいは難しい状態をいう。また、常に医学的観察指導が必要な状態も含む。</p> <p>原因となる疾患は脳性まひ(Cerebral Palsy)、進行性筋ジストロフィー症など、中枢神経を含めた神経や筋肉が損傷を受けるもの、先天性股関節脱臼、骨形成不全症、骨・関節結核、ペルテス病、脊柱側湾症、二分脊椎、骨や関節に損傷を受けたものなど、様々である。しかし、ポリオのように予防ワクチンの活用や公衆衛生制度の確立などにより激減した疾患も多く、現在の特別支援学校の肢体不自由教育部門などでは、脳性まひや脳障害の後遺症による肢体不自由児が大半を占めている。脳性まひとは、受胎から新生児期までに脳に非進行性の病変が生じることによる運動・動作の不自由をいう。随意動作がうまくできなかつたり、不随意の運動が起こつたり、筋緊張の高まりがみられたりする。脳の病変の位置によっては、感覚・認知面などの障害があることもある。</p>
<p>病弱・身体虚弱</p>	<p>病弱とは、病気が慢性的で長期にわたる見込みのもので、その間、医療又は健康状態の維持・改善などを図るために、病院に入院しての治療や、身体活動、食事などについて制限を行うなどの生活規制を、継続的に必要とする状態のことをいう。こうした障害の状態の子どもたちの病気の種類としては、気管支喘息、腎炎・ネフローゼなどの腎臓病、肥満、精神疾患、悪性新生物、小児アレルギーなど、多様化している。</p> <p>また、身体虚弱とは、先天的、後天的な種々の原因により身体機能が低下して、病気に対する抵抗力を失ったり、こうした現象を起こしやすかつたりするために、継続して生活規制を必要とする状態をいう。</p>
<p>神経発達症群 (発達障害)</p>	<p>発達期に発症する一群の疾患である。典型的には発達期早期、しばしば小・中学校入学前に明らかとなり、個人的、社会的、学業、または職業における機能の障害を引き起こす発達の欠陥により特徴づけられる。神経発達症群には、知的能力障害群、コミュニケーション症群、自閉スペクトラム症、注意欠如・多動症、限局性学習症、運動症群等がある。</p>
<p>限局性学習症 SLD Specific Learning Disorder (学習障害/LD)</p>	<p>本質的な特長として、長年にわたる正規の学校教育期間(すなわち、発達期)中に始まり、基本となる学業的技能を学習することの持続的な困難さがあげられる。基本的な学業的技能としては、単語を正確かつ流暢に読むこと、読解力、書字表出および綴字、算数の計算、そして数学的推理(数学的問題を解くこと)が含まれる。これは、学習機会の不足または不適切な教育の結果ではない。学習困難は持続的であって、一時的なものではない。小児期や思春期の子どもにおいて“持続的”とは、家庭や学校で特別な援助を提供されたにもかかわらず、学習における進捗が6カ月以上制限されていること(すなわち、その人が同級生に追いついていない証拠がないこと)と定義される。</p>
<p>注意欠如・多動症 ADHD Attention-Deficit Hyperactivity -Disorder (注意欠陥・多動性 障害)</p>	<p>注意欠如・多動症は12歳になる前から出現し、少なくとも6カ月以上持続するものである。基本的特徴は、機能または発達を妨げるほどの、不注意と多動性-衝動性、またそのいずれかの持続的な様式である。不注意は、課題から気がそれること、忍耐の欠如、集中し続けることの困難、およびまとまりのないこととして、注意欠如・多動症で行動的に明らかになるが、それらは反抗や理解力の欠如のためではない。多動性は、不適切な場面での(走り回る子どもといった)過剰な運動活動性、過剰にそわそわすること、過剰にトントン叩くこと、またはしゃべり過ぎることを指している。衝動性とは事前に見通しを立てることなく即座に行われる、および自分に害となる可能性の高い性急な行動(例:注意せず道に飛び出す)のことである。</p>
<p>自閉スペクトラム症 ASD Autism Spectrum Disorder (自閉症、 広汎性発達障害、 アスペルガー症候群、 自閉症スペクトラム、高機能自閉症)</p>	<p>DSM-5では、広汎性発達障害が、自閉スペクトラム症に変更された。自閉スペクトラム症の診断基準の主な柱は次のとおりである。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 持続する相互的な社会的コミュニケーションや対人的相互反応の障害 (2) 限定された反復的な行動、興味、または活動 <p>これらの症状は幼児期早期から認められ、日々の活動を制限するか障害するものとしている。機能的な障害が明らかとなる局面は、個々の特性や環境によって異なる。主要な診断的特徴は発達期の間明らかとなるが、治療的介入、代償、および現在受けている支援によって、少なくともいくつかの状況ではその困難さが隠されているかもしれない。</p> <p>障害の徴候もまた、自閉症状の重症度、発達段階、年齢によって大きく変化するので、それゆえに、スペクトラムという単語で表現される。自閉スペクトラム症は、以前には早期幼児自閉症、小児自閉症、カナ型自閉症、高機能自閉症、非定型自閉症、特定不能の広汎性発達障害、小児期崩壊性障害、およびアスペルガー障害と呼ばれていた障害を包括している。</p>
<p>知的能力障害 (知的障害)</p>	<p>発達期に発症し、全般的知能の欠陥と、個人の年齢、性別、および社会文化的背景が同等の仲間達と比べて、日常の適応機能が障害されることである。</p> <p>必要とされる支援のレベルを決めるのは適応機能であるため、重症度のレベルはそれぞれIQの値ではなく適応機能に基づいて定義される。</p>
<p>かまくらULTLAプログラム</p>	<p>不登校、あるいは休みがちになっているなど学校に通うのがつらいと感じている子どもに向けた探究プログラム。新たな学習支援として、児童生徒が認知特性を活かして学習に取り組みながら、自信と意欲をもって自分らしく学んでいく力を育むプログラムとなっている。</p>

(参考)

※「精神疾患の診断・統計マニュアル第5版」(Diagnostic and Statistical Manual of Mental Disorders, Fifth Edition 略称:DSM-5)より抜粋

※「支援を必要とする児童・生徒の教育のために」(神奈川県立総合教育センター平成30年3月)

3 関係する計画・プラン・大綱など

【鎌倉市教育大綱】

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の3の規定に基づき、鎌倉市における教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策について、その目標や施策の根本となる方針を定めたものです。

平成 27 年度(2015 年度)から平成 31 年度(2019 年度)までの5年間を対象の期間とし、必要に応じて見直しを行うものとしています。この大綱に基づき、市と教育委員会がより一層、相互に協力・連携して教育、学術及び文化の振興を図ります。

<http://www.city.kamakura.kanagawa.jp/kyouiku/kyouiku/documents/kyoikutaiko.pdf>

【かまくら教育プラン】

鎌倉市の学校教育についての五つの基本方針と各方針の目標を定めた、平成 16 年(2004 年)に策定したプランです。子どもたちが安心と安全が保たれた社会環境と学習環境のもとで、仲良く楽しく自主的に学び、想像力を磨き、克己心を養い、夢や希望を持って、民主社会の一員としての自覚を高め、伸び伸びと健やかに成長できるように導くことを目指しています。

他に頼らず自分ひとりの力で行う「自立」の精神と、自分で自分の行動を規制する「自律」の精神を、成長とともに体得させ、その過程で子どもたちが共に生きる大切さを知り、互いの人権を尊重し合い周囲と協調すること、障害のある人もない人も助け合って共に生きること、自然や生き物と共存することなどの「共生」する心を養うよう指導することを理念としています。

https://www.city.kamakura.kanagawa.jp/kyoplan/plan_sakutei.html

【障害者福祉計画】

鎌倉市障害者福祉計画は、障害者基本法に基づく「鎌倉市障害者基本計画」と障害者総合支援法及び児童福祉法に基づく「鎌倉市障害福祉サービス計画」で構成されています。「鎌倉市障害者基本計画」は、福祉だけでなく、保健医療、教育、就労雇用など、広い分野にわたって鎌倉市の障害者施策の総合的な展開、推進を図るための計画として位置付けられています。

「鎌倉市障害福祉サービス計画(鎌倉市児童福祉計画を含む)」は、「鎌倉市障害者基本計画」の中で、福祉・生活支援などの施策となっている障害福祉サービスの給付などに関して、具体的な成果目標や見込量などを設定しているものです。

<https://www.city.kamakura.kanagawa.jp/syougaijisha/keikakusho1.html>

【鎌倉市子ども子育てきらきらプラン】

次代を担う子どもたちが夢を持って健やかに育ち、親が安心して子育てができる鎌倉の実現を目指し、平成 22 年(2010 年)3 月に『鎌倉市次世代育成きらきらプラン(後期計画)』を策定して、「子どもが健やかに育つまち子育ての喜びが実感できるまち子育て支援を通してともに育つまち・鎌倉」を基本理念とした子育て支援を推進してきました。

平成 24 年度(2012 年度)に国が定めた子ども・子育て関連3法に基づき、平成 27 年度(2015 年度)から子ども・子育て支援新制度が開始されました。そこで、「鎌倉市次世代育成きらきらプラン」の理念を継承し、子どもの健やかな成長、子育ての支援のための施策を推進していく新たなプランとして、『鎌倉市子ども・子育てきらきらプラン～かまくらっ子をみんなで育てよう！～』が策定されました。このプランは、平成 27 年度(2015 年度)から平成 31 年度(2019 年度)までの5年間を計画期間としています。

<https://www.city.kamakura.kanagawa.jp/kodomokyoku/kodomokosodatekirakira.html>

【地域福祉計画】

地域福祉計画は、地域福祉の推進をめざし、「共に生き、支え合う地域づくり」を基本理念とした計画です。少子高齢化が進んだ鎌倉市において、誰もが住み慣れた地域での支え合いにより安心して豊かな生活を送るために、社会福祉法の「地域福祉の推進」の目的に基づき、地域福祉の推進の主役である市民・社会福祉の事業者・社会福祉活動の担い手の地域での取組や市の支援策についてまとめたものです。

「健やかで心豊かに暮らせるまち」を将来目標とする鎌倉市健康福祉プランの改定基本計画(平成18年度～)にも位置付けられています。

<https://www.city.kamakura.kanagawa.jp/fukushi/seisaku/chikipln/chikipln.html>

4 条約等の抜粋

【障害者の権利に関する条約 第二十四条 教育】

- 1 締約国は、教育についての障害者の権利を認める。締約国は、この権利を差別なしに、かつ、機会の均等を基礎として実現するため、次のことを目的とするあらゆる段階における障害者を包容する教育制度及び生涯学習を確保する。
 - (a) 人間の潜在能力並びに尊厳及び自己の価値についての意識を十分に発達させ、並びに人権、基本的自由及び人間の多様性の尊重を強化すること。
 - (b) 障害者が、その人格、才能及び創造力並びに精神的及び身体的な能力をその可能な最大限度まで発達させること。
 - (c) 障害者が自由な社会に効果的に参加することを可能とすること。
- 2 締約国は、1の権利の実現に当たり、次のことを確保する。
 - (a) 障害者が障害を理由として教育制度一般から排除されないこと及び障害のある児童が障害を理由として無償のかつ義務的な初等教育から又は中等教育から排除されないこと。
 - (b) 障害者が、他の者と平等に、自己の生活する地域社会において、包容され、質が高く、かつ、無償の初等教育の機会及び中等教育の機会を与えられること。
 - (c) 個人に必要なとされる合理的配慮が提供されること。
 - (d) 障害者が、その効果的な教育を容易にするために必要な支援を教育制度一般の下で受けること。
 - (e) 学問的及び社会的な発達を最大にする環境において、完全な包容という目標に合致する効果的で個別化された支援措置がとられることを確保すること。

※「障害者の権利に関する条約」平成26年2月効力発生 外務省

【障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(抜粋)】

- 第一章総則
(目的)
- 第一条 この法律は、障害者基本法(昭和四十五年法律第八十四号)の基本的な理念にのっとり、全ての障害者が、障害者でない者と等しく、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有することを踏まえ、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本的な事項、行政機関等及び事業者における障害を理由とする差別を解消するための措置等を定めることにより、障害を理由とする差別の解消を推進し、もって全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的とする。
- (中略)
- (国民の責務)
- 第四条 国民は、第一条に規定する社会を実現する上で障害を理由とする差別の解消が重要であることに鑑み、障害を理由とする差別の解消の推進に寄与するよう努めなければならない。
(社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮に関する環境の整備)
- 第五条 行政機関等及び事業者は、社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮を的確に行うため、自ら設置する施設の構造の改善及び設備の整備、関係職員に対する研修その他の必要な環境の整備に努めなければならない。

※障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(内閣府)平成25年6月

【鎌倉市共生社会の実現を目指す条例】

P3 参照

【中央教育審議会初等中等教育分科会による報告(平成 24 年7月)】

中央教育審議会初等中等教育分科会により、「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進(報告)」が示されました。同報告では、共生社会の形成に向けて、障害者権利条約に基づくインクルーシブ教育システムの理念が重要であり、その構築のためには、特別支援教育を着実に進めていく必要があるとされています。

「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進(報告)」 (平成 24 年7月 抜粋)

- 共生社会の形成に向けて、障害者の権利に関する条約に基づくインクルーシブ教育システムの理念が重要であり、その構築のため、特別支援教育を着実に進めていく必要があると考える。
- インクルーシブ教育システムにおいては、同じ場で共に学ぶことを追求するとともに、個別の教育的ニーズのある幼児児童生徒に対して、自立と社会参加を見据えて、その時点で教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できる、多様で柔軟な仕組みを整備することが重要である。小・中学校における通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった、連続性のある「多様な学びの場」を用意しておくことが必要である。
- 特別支援教育は、共生社会の形成に向けて、インクルーシブ教育システム構築のために必要不可欠なものである。そのため、以下の①から③までの考え方にに基づき、特別支援教育を発展させていくことが必要である。このような形で特別支援教育を推進していくことは、子ども一人一人の教育的ニーズを把握し、適切な指導及び必要な支援を行うものであり、この観点から教育を進めていくことにより、障害のある子どもにも、障害があることが周囲から認識されていないものの、学習上又は生活上の困難のある子どもにも、更にはすべての子どもにとっても、良い効果をもたらすことができるものと考えられる。
- ① 障害のある子どもが、その能力や可能性を最大限に伸ばし、自立し社会参加することができるよう、医療、保健、福祉、労働等との連携を強化し、社会全体の様々な機能を活用して、十分な教育が受けられるよう、障害のある子どもの教育の充実を図ることが重要である。
- ② 障害のある子どもが、地域社会の中で積極的に活動し、その一員として豊かに生きることができるよう、地域の同世代の子どもや人々の交流等を通して、地域での生活基盤を形成することが求められている。このため、可能な限り共に学ぶことができるよう配慮することが重要である。
- ③ 特別支援教育に関連して、障害者理解を推進することにより、周囲の人々が、障害のある人や子どもと共に学び合い生きる中で、公平性を確保しつつ社会の構成員としての基礎を作っていくことが重要である。次代を担う子どもに対し、学校において、これを率先して進めていくことは、インクルーシブな社会の構築につながる。
- 基本的な方向性としては、障害のある子どもと障害のない子どもが、できるだけ同じ場で共に学ぶことを目指すべきである。その場合には、それぞれの子どもが、授業内容が分かり学習活動に参加している実感・達成感を持ちながら、充実した時間を過ごしつつ、生きる力を身に付けていけるかどうか、これが最も本質的な視点であり、そのための環境整備が必要である。

5 鎌倉市特別支援教育推進計画策定委員会設置要綱

(趣旨及び設置)

第1条 この要綱は、鎌倉市の小・中学校における特別支援教育に関する施策を総合的かつ効果的に推進するため、特別支援教育推進計画を策定するにあたり、必要な事項を検討協議する鎌倉市特別支援教育推進計画策定委員会（以下「策定委員会」という。）を設置し、その組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 策定委員会の委員は、10人とし、教育文化財部長、教育文化財部次長（特別支援教育についての事項を所管する次長）、健康福祉部次長（障害福祉課を所管する次長）、共生共創部地域共生課担当課長、こどもみらい部保育課課長代理兼園長、こどもみらい部発達支援室長、健康福祉部市民健康課長、特別支援学級設置小学校長、特別支援学級設置中学校長、県立鎌倉養護学校地域支援担当の各代表1人とする。

(委員長等)

第3条 策定委員会に委員長及び副委員長を1人置く。

2 委員長は、教育文化財部長がこれを務め、策定委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、教育文化財部次長（特別支援教育についての事項を所管する次長）がこれを務め、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(任期)

第4条 委員の任期は、任命の日からその日の属する年度の末日までとする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第5条 策定委員会は、委員長が招集し、その議長となる。

(1) 策定委員会は、委員の2分の1以上の出席がなければ開くことができない。

(2) 委員長は必要に応じ、関係職員の出席を求めることができる。

(庶務)

第6条 策定委員会の庶務は、策定委員会の所掌事務を所管する課において処理する。

(その他の事項)

第7条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、委員長が策定委員会に諮って定める。

付 則

この要綱は、平成30年8月27日から施行する。

付 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

6 鎌倉市特別支援教育推進計画策定会議スケジュール

時期	内容
令和3年(2021年)8月23日	第1回 第Ⅱ期鎌倉市特別支援教育推進計画策定会議の開催 計画の概要、策定会議の予定について
令和3年(2021年)10月18日	第2回 第Ⅱ期鎌倉市特別支援教育推進計画策定会議の開催 素案検討
令和3年(2021年)12月	素案完成 校長会、教育委員会、教育福祉常任委員会への周知
令和3年(2021年)12月中旬 ～令和4年(2022年)1月中旬	意見集約：学校、関係機関等
令和4年(2022年)1月中旬	第3回 第Ⅱ期鎌倉市特別支援教育推進計画策定会議の開催 意見反映について検討、計画(案)の完成
令和4年(2022年)2月	教育委員会での報告
令和4年(2022年)3月	第Ⅱ期 計画策定
令和4年(2022年)4月～	第Ⅱ期 計画実施

平和都市宣言

われわれは、
日本国憲法を貫く平和精神に基いて、
核兵器の禁止と世界恒久平和の確立のために、
全世界の人々と相協力してその実現を期する。
多くの歴史的遺跡と文化的遺産を持つ鎌倉市は、
ここに永久に平和都市であることを宣言する。

昭和 33 年 8 月 10 日

鎌倉市

鎌倉市民憲章

(制定昭和 48 年 11 月 3 日)

前文

鎌倉は、海と山の美しい自然環境とゆたかな歴史的遺産をもつ古都であり、わたくしたち市民のふるさとです。すでに平和都市であることを宣言したわたくしたちは、平和を信条とし、世界の国々との友好に努めるとともに、わたくしたちの鎌倉がその風格を保ち、さらに高度の文化都市として発展することを願い、ここに市民憲章を定めます。

本文

- 1 わたくしたちは、お互いの友愛と連帯意識を深め、すすんで市政に参加し、住民自治を確立します。
- 1 わたくしたちは、健康でゆたかな市民生活をより向上させるため、教育・文化・福祉の充実に努めます。
- 1 わたくしたちは、鎌倉の歴史的遺産と自然及び生活環境を破壊から守り、責任をもってこれを後世に伝えます。
- 1 わたくしたちは、各地域それぞれの特性を生かし、調和と活力のあるまちづくりに努めます。
- 1 わたくしたちは、鎌倉が世界の鎌倉であることを誇りとし、訪れる人々に良識と善意をもって接します。

鎌倉市特別支援教育推進計画

令和4年(2022年) 3月発行

発行:鎌倉市教育委員会

編集:教育文化財部教育指導課

鎌倉市御成町 12-18

電話:0467-61-3812

FAX:0467-24-5569